

公益財団法人溶接接合工学振興会 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人溶接接合工学振興会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、溶接接合工学に関する事業を行い、溶接工学及び接合工学の振興に寄与する事を目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)溶接接合研究者・技術者の顕彰及び育成に関する事業
- (2)溶接接合研究者・技術者の交流に関する事業
- (3)溶接接合に係る教育支援に関する事業
- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で決議した財産を法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとする時及び基本財産から除外しようとする時は、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了する迄の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1)事業報告書
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6)財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間(また従たる事務所に 3 年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 この法人に評議員 5 名以上 12 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1)この法人の業務を執行する者又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）
 - (2)過去に前号に規定する者となったことがある者

- (3)第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営に付いての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1)当該候補者の経歴
 - (2)当該候補者を候補者とした理由
 - (3)当該候補者とこの法人及び役員等理事、監事及び評議員との関係
 - (4)当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1)当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2)当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3)同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める評議員定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)理事及び監事の選任及び解任
- (2)理事及び監事の報酬等の基準
- (3)評議員に対する報酬等の支給基準
- (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5)定款の変更
- (6)残余財産の処分
- (7)基本財産の処分又は除外の承認
- (8)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会の議長は、出席議員の互選により決定する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別途の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により決定する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1)監事の解任
- (2)評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3)定款の変更
- (4)基本財産の処分又は除外の承認
- (5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録にて、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 5 名以上 15 名以内

(2)監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。2 名を副理事長とする。

3 理事長、副理事長以外の理事のうち、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。

4 第 2 項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副理事長及び専務理事並びに常務理事をもって、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはいけない。

4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねる事はできない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、業務を行う。

また、常務理事は、専務理事を補佐して業務を行う。

5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定める処により監査報告を作成する。

(1)法人の財産の状況を監査すること。

(2)理事の業務執行の状況を監査すること。

(3)財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会に

報告すること。

(4)前号の報告をするために必要があるときは、理事会を招集すること。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する事ができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程による。

第 7 章 審議員

(審議員)

第 28 条 理事長はこの法人の目的を達成するため必要であると認めるときは、理事会の決議を経て審議員を置く事ができる。

- 2 審議員は理事長から審問されたこの法人の一般事項に意見を述べる事ができる。
- 3 審議員の選任等は別に定める審議委員会運営規程による。
- 4 審議員は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 前 4 項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める規程による。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 29 条 当財団の事業に賛同した団体企業を賛助会員とする。

2 賛助会員に関することは、評議員会で決議された賛助会員規程によるものとする。

第9章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときは、各理事が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が務める。理事長に事故ある時、又は欠けた時は理事の互選とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 10 章 審査委員会及び企画委員会

(審査委員会)

第 38 条 第 4 条第 1 号及び第 3 号に掲げる事業の対象を審査するため審査委員会を設置することができる。

- 2 審査委員会の委員は、学識経験者等の中から理事長が委嘱する。
- 3 審査委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める審査委員会規程による。
- 4 審査委員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(企画委員会)

第 39 条 第 4 条第 2 号に掲げる事業の対象を審議するため企画委員会を設置することができる。

- 2 企画委員会の委員は、学識経験者等の中から理事長が委嘱する。
- 3 企画委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める企画委員会規程による。
- 4 企画委員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第 11 章 事務局

(職員及び運営)

第 40 条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局長は、専務理事が兼任することができる。

第 12 章 定款の変更

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条(目的)、第 4 条(事業)及び第 11 条(評議員の選任及び解任)についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 14 章 補則

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は野本敏治、副理事長は佃 嘉章、専務理事は吉武進也、常務理事は南二三吉とする。

平成 25 年 4 月 1 日 制定
平成 28 年 3 月 2 日 改正
平成 29 年 6 月 1 日 改正
平成 30 年 10 月 16 日 改正
令和元年 5 月 29 日 改正
令和 5 年 6 月 7 日 改正
令和 6 年 6 月 5 日 改正